



山林を所有する皆さんへ

森林の伐採には届け出が必要です

伐採及び伐採後の造林の届出制度

自分の山の木なら自由に伐っていい？そんなふうにいる森林所有者の方はいませんか？たとえ自分の山でも、森林を伐採するときは、事前に届け出をすることが法律で義務づけられています。では、どんな場合に、どのように届け出を出したらいいのでしょうか。制度のあらましを紹介します。

伐採及び造林に届け出が必要なわけは？

町森林整備計画に従った適切な施業を確保するため

町森林整備計画に従った適切な施業を行うことで、健全で豊かな森林をつくることができます。伐採及び伐採後の造林の届け出制度は、森林の伐採がこの計画に従って適切に行われるよう、届け出をしていただくものです。

それと同時に、森林の大切な働きを失うことのないよう、伐採の跡地への造林計画を届け出することも義務付けられています。

また、森林資源を把握するという大切な役割もあります。

どんな森林が対象？

保安林などを除く民有林

届け出の対象となる森林は、保安林と保安施設地区を除く民有林です。自分が所有する森林でも届け出は必要です。

臨時駐車場をご利用ください

公立志津川病院からのお知らせ

公立志津川病院では、浄化槽撤去工事に伴い、病院前の一部駐車場が利用できなくなりますので、臨時駐車場を利用されるようお願いいたします。期間中、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

- ◇工事場所 内科外来から注射センター付近の病院前駐車場 ほか
- ◇期間 7月12日(木)から9月30日(日)まで
- ◇臨時駐車場 旧町営松原住宅跡地(志津川公民館駐車場隣り)
- ◇問い合わせ 公立志津川病院 ☎46-3646



子育て支援センターからのお知らせ

子育て支援センターだけのクラブに来てみませんか？支援センターでは、同じ子育て中の仲間との交流や、子育ての悩みや疑問について気軽に相談できるところです。子育て中の皆さんどなたでも参加できます。子育ての情報が欲しい時にも、どうぞご利用ください。



親子クッキング

「おやつを作ろう」
◇日時 8月6日(月) 午前10時～12時
◇場所 志津川保健センター
※申し込みが必要です。

志津川保育所 施設開放

子どもの遊びを見守りながら、子育て仲間との交流を楽しみませんか？
◇日時 毎週火曜日と木曜日 午前10時～11時30分

育児相談・電話相談

お気軽にご利用ください。広場での相談も受け付けています。
◇日時 毎週水曜日 午前10時～午後3時

歌津地区「ちびっこ広場」

日時 8月3日(金) 午前10時～11時30分
場所 伊里前保育所
※水遊びの用意をお願いします。(現地集合・現地解散)
日時 8月24日(金) 午前10時～11時30分
場所 歌津保健センター

入谷地区「ふれあい広場」

日時 8月20日(月) 午前10時～11時30分
場所 入谷公民館

戸倉地区「ふれあい広場」

日時 8月27日(月) 午前10時～11時30分
場所 戸倉保育所

0、1歳児 親子で遊ぼう

◇日時 8月7日(火) 午前10時～11時30分
◇場所 志津川保健センター

2、3歳児 親子で遊ぼう

◇日時 8月23日(木) 午前10時～11時30分
◇場所 志津川保健センター

子育てトーク

「子どもと絵本」
◇日時 8月29日(水) 午前10時～11時30分
◇場所 志津川保育所ホール

申込み・問い合わせ

子育て支援センター(志津川保育所内) ☎46-3692、46-3679
伊里前保育所 ☎36-2062

届け出る内容は？

伐採面積、伐採期間、伐採の方法、伐採後の造林樹種、伐採後の造林の方法など
届出書の様式が決まっていますので、役場に備えられている届出書に記載し、提出してください。

どんな時でも届け出は必要なの？

原則として事前の届け出が必要
森林(竹林を除く)を伐採する場合は、原則として事前の届け出が必要です。ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合は、届け出の必要はありません。

だれが届け出るの？

森林所有者、伐採する業者等

①森林所有者が自分で伐採するときは森林所有者が届け出ます。

②伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採するときは買い受人または森林所有者が届け出ます。

③森林所有者が使用人を雇って伐採したり、請負によって伐採するときは、森林所有者が届け出ます。

なお、届け出する者と伐採した後に造林する者が異なる場合は、あらかじめ造林計画を話し合っておく必要があります。

届け出の時期は？

伐採を始める90日から30日前まで

提出先は？

産業振興課または歌津総合支所産業建設課

伐採及び伐採後の造林の計画の変更・遵守命令って？

伐採計画などが町森林整備計画に適合しないときなどに issued される命令のこと

伐採及び伐採後の造林計画の伐採面積・伐採方法・伐採

年齢・伐採後の造林の方法・期間または樹種などが町森林整備計画に適合しないと認められる場合は、届出者に対して計画の変更や遵守を命じる場合があります。

届け出をしない場合は？

罰則があります
無届出の場合や変更命令、遵守命令に従わない場合には、森林法第207条により30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

保安林、国定公園内の立木伐採は？

保安林、国定公園内の立木を伐採する場合は県の許可が必要です。

気仙沼地方振興事務所農林振興部森林整備班(☎24-2536)に届け出てください。

問い合わせ
産業振興課 ☎46-13379
歌津総合支所産業建設課 ☎36-13923